

○厚生労働省令第六十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の二第三項及び第五項の規定に基づき、機械等検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

機械等検定規則の一部を改正する省令

機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「作動試験用のプレス機械若しくはシャー（ポジティブクラッチ付きのものを除く。）」を削り、「作動試験機」の下に「、作動試験用のプレス機械若しくはシャー（ポジティブクラッチ付きのものを除く。）」を加え、「振動試験設備、加速度測定設備、防じん試験設備」を「防じん試験設備、振動試験設備、加速度測定設備」に、「二酸化炭素濃度上昇値試験設備、排気弁の作動気密試験設備、漏れ率試験設備、ぬれ抵抗試験設備、面体の気密試験設備、公称稼働時間試験設備又は騒音試験設備」を「排気弁の作動気密試験設備、二酸化炭素濃度上昇値試験設備、騒音試験設備、漏れ率試験設備、ぬれ抵抗試験設備、

面体の気密試験設備又は公称稼働時間試験設備」に改める。

第十四条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号中「ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）」を「取替え式のものであつて、吸気補助具付きのもの以外のもの」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）であつて、吸気補助具が付いているもの（以下「吸気補助具付きのもの」という。）で、かつ、吸気補助具が分離できるもの 吸気補助具、ろ過材及び面体

二 令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、吸気補助具付きのもので、かつ、吸気補助具が分離できないもの ろ過材及び面体

別表第二令第十四条の二第五号に掲げる機械等の項を次のように改める。

令第十四条の二第五号に掲げる機械等

- | | |
|---|------------------------|
| 一 | 粒子捕集効率測定設備 |
| 二 | 通気抵抗試験設備 |
| 三 | 排気弁を有するものにあつては、排気弁の作動気 |

密試験設備

四 二酸化炭素濃度上昇値試験設備

五 吸気補助具付きのものにあつては、騒音試験設備

六 使い捨て式のものにあつては、漏れ率試験設備及

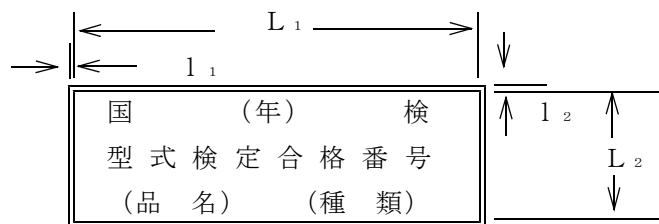
びぬれ抵抗試験設備

様式第十一号(3)を次のように改める。



様式第11号(3)(甲)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章(防じんマスク
及び防毒マスクの面体用並びに電動ファン付き呼吸
用保護具の面体等用)



備考

1 この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。

L_1 16ミリメートル以上

L_2 10ミリメートル以上

l_1 及び l_2 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下

2 この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。

(1) 吸気補助具付き防じんマスク

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黄色又は淡黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスクの面体に付すものとする。

(2) 吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字及び縁を白色又は銀色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとする。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。

3 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、「'16)又は(平28)のごとく表示すること。

4 「品名及び種類」は、次によること。

(1) 防じんマスク

品名は、DRと表示し、種類は、取替え式のもののうち、吸気補助具付き防じんマスクで隔離式のものにあつては「隔 補」、吸気補助具付き防じんマスクで直結式のものにあつては「直 補」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので隔離式のものにあつては「隔」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので直結式のものにあつては「直」、使い捨て式のものにあつては「捨」、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2又はDL3と表示すること。

(2) 防毒マスク

品名は、GMと表示し、種類は、隔離式にあつては「隔」、直結式にあつては「直」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりS1、S2、S3、L1、L2又はL3と表示すること。

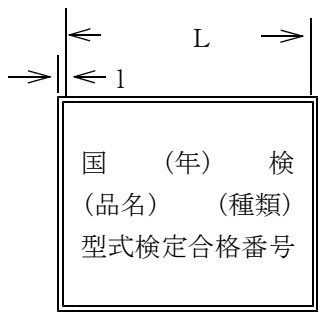
(3) 電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、PRと表示し、種類は、通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」、また、漏れ率に係る性能により、S、A又はBと表示すること。

5 金属その他耐久性のある材質のものに型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一のものに表示することができる。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

様式第11号 (3)(乙) (第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章（吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具、防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）並びに電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン用）



備考

- 1 この型式検定合格標章は、正方形とし、次に示す寸法によること。
一辺の長さ（L） 10ミリメートル以上
縁の幅（1） 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下
- 2 この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。
 - (1) 吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具
紙等に、地色を黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具に付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接吸気補助具に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
 - (2) 防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン
紙等に、地色を白色又は銀色で、字を黒色で、明瞭に表示し、防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接ろ過材、吸収缶又は電動ファンに明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
- 3 「国（年）検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号（3）（甲）の備考3及び4の例によること。ただし、電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材及び電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに係る「種類」の表示方法については、次の方法によること。
 - イ ろ過材
その性能により、PS1、PS2、PS3、PL1、PL2又はPL3と表示すること。
 - ロ 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン
通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」と表示すること。
- 4 紙等に型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙等に表示することができる。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 防じんマスク（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十四条の二第五号の防じんマスクをいう。）のうちこの省令による改正後の機械等検定期則（次項において「新規則」という。）

）第十四条第一号に規定する吸気補助具付きのもので、この省令の施行の日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の機械等検定期則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による型式検定合格標章は、新規則に定める相当様式による型式検定合格標章とみなす。

3 この省令の施行の際現に存する旧規則に定める様式による型式検定合格標章の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。